

○総務省令第六十九号

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二十二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に

対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表五及び同様式別表九から同様式別表十三の三までの記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにするものとする。

第十条第七項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村内に恒久的施設を有する外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第二十号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第二十号の五様式並びに第二十二号の二様式の記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

第十条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特別区の存する区域内に恒久的施設を有する外国法人（法第二十三条第一項第三号ロ及び第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の別を明らかにするものとする。

附則第二条の五の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人又は同条第三項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた同条第一項に規定する認定地方公共団体（第四項において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十

七年内閣府令第五十三号) 第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

3 法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五様式によるものとする。

4 法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の法人又は同条第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

附則中第三条の二の四を第三条の二の五とし、第三条の二から第三条の二の三までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第三条の二 法附則第九条の二の二第二項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるもの

とする。

2 法附則第九条の二の二第二項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

第四号の二様式を次のように改める。

第四号の二様式 (別添①) 挿入

第五号の二様式を次のように改める。

第五号の二様式 (別添②) 挿入

第六号様式の表を次のように改める。

第六号様式 (別添③) 挿入

第六号様式記載要領24を同様式記載要領25とし、同様式記載要領23を同様式記載要領24とし、同様式記載要領22を同様式記載要領23とし、同様式記載要領21中「㉒」を「㉓」に改め、同様式記載要領21を同様式記載要領22とし、同様式記載要領20中「㉔」を「㉕」に改め、同様式

記載要領20を同様式記載要領21とし、同様式記載要領19中「税額^{⑦④}」を「税額^{⑦⑤}」に改め、同様式記載要領19を同様式記載要領20とし、同様式記載要領18中「(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))^{⑥⑥}」を「(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))^{⑥⑦}」に改め、同様式記載要領18を同様式記載要領19とし、同様式記載要領17中「^{⑥③}のうち見込納付額^{⑥④}」を「^{⑥④}のうち見込納付額^{⑥⑤}」に改め、同様式記載要領17を同様式記載要領18とし、同様式記載要領16中「地方法人特別税額^{⑥⑧}」を「地方法人特別税額^{⑥⑨}」に改め、同様式記載要領16を同様式記載要領17とし、同様式記載要領15中「地方法人特別税額^{⑥⑦}」を「地方法人特別税額^{⑥⑧}」に改め、同様式記載要領15を同様式記載要領14中「^{⑥⑥}のうち見込納付額^{⑥⑤}」を「^{⑥⑤}のうち見込納付額^{⑥④}」に改め、同様式記載要領14を同様式記載要領13中「第9条」や「平成28年改正法附則第5条」に改め、「欄は、」の次に「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第8条第2項から第5項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については5条第2項から第5項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については第6号様式別表5の7の「^③が30億円以下の場合の控除額^③」の欄の金額又は「^③が30億円超40億円未満の場合の控除額^③」の

「繰上償還」を加え、同様式記載要領13を同様式記載要領14とし、同様式記載要領12を同様式記載要領13とし、同様式記載要領11中「仮計①」を「仮計②」にし、「当期控除額②」を「当期控除額③」に改め、同様式記載要領11を同様式記載要領12とし、同様式記載要領10中「第145条」を「第144条の8」に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領8中「法人税額③」を「法人税額④」にし、「個別帰属法人税額⑥」を「個別帰属法人税額⑤」にし、「法人税額⑧」を「法人税額⑦」に改め、同様式記載要領8の次に次のように加える。

9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「利子割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

第六号様式別表一の表を次のように改める。

第六号様式別表一 (別添④) 挿入

第六号様式別表一記載要領5中「法人税の明細書 (別表6の2(2)付表) の(14)」を「法人税の明細書 (別表6の2(2)付表) の(18)」に改め、「(租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算さ

れた金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）」と
し、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、
当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。」及び「(同法第42条の10
第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まない
ものとする。)」を削り、同表記載要領6中「控除額⑤」を「控除額④」に改め、同表記載要領7中「控除
額⑥」を「控除額⑤」に改め、同表記載要領8中「控除対象個別帰属税額⑨」を「控除対象個別帰属税額⑧
」に改め、同表の次に次の一表を加える。

第六号様式別表一の二 (別添⑤) 挿入

第6号様式別表1の2記載要領

- 1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式の申告書に添付するこ
と。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の3)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額(これらの欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1の表1「①×23.9/100」を「①×23.4/100」と改定。

第六号様式別表2記載箇条2中「100分の23.9」を「100分の23.4」と改定、「100分の25.5」の次に「とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9」を挿入。

第六号様式別表1の3記載箇条1中「控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額」とし、「第53条第12項」を「第53条第12項第1号」とし、「及び当該」を「、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象

還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。) 、 外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額 (法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。) 及び「控除対象還付法人税額」や「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」をいう。

第六号様式別表五記載要領1中「第72条の23第1項ただし書」や「第72条の23第2項」及び「同表記載要領6を同表記載要領7とし、同表記載要領5の次に次のように加える。

- 6 外国の事務所又は事業所 (政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。) を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人 (法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。) が事業年度の間において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数^③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数 (その数に1人に満た

と読み替えて計算した金額を記載すること。

- (2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑳」であるのは「（第6号様式⑳―別表10㉑）」と、「別表5㉒」であるのは「（別表5㉒―別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (3) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑳」であるのは「（第6号様式⑳―別表11㉓）」と、「別表5㉒」であるのは「（別表5㉒―別表11㉓）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑳」とあるのは「（第6号様式㉔―別表11㉓）」と、「別表5㉒」であるのは「（別表5㉒―別表11㉓）」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- (5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の(32)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算

した金額を記載すること。

(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。

(7) 第6号様式別表5の②から③までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

第六号様式別表五の二の二記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満た

ない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

第六号様式別表五の二の三の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二の三 (別添⑥) 挿入

第六号様式別表五の二の三記載要領1中「第7項まで」の次に「若しくは平成28年改正法附則第5条第14項」を加え、「第20条の2の23」を「第20条の2の25」に改め、同表記載要領5を同表記載要領8とし、同表記載要領4を同表記載要領7とし、同表記載要領3を同表記載要領6とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄

には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。

以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

(1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合

(2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合

(3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合

4 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数^⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数^⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度中途において非課税事業を開始した場合
 - (2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度中途において非課税事業以外の事業を開始した場合
 - (3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合
- 5 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数^{③⑨}」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数^{④⑩}」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業員のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を

当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合
- (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合

第六号様式別表五の二の四記載要領2中「第20条の2の19各号」を「第20条の2の21各号」とし、「第5号」を「第4号」に改め、「から同条第6号に掲げる金額を控除した金額」を「に」。

第六号様式別表五の六の表を次のように改める。

第六号様式別表五の六（別添⑦）挿入

第六号様式別表五の六記載要領2中「第27条の12の4第8項第3号又は第39条の46第8項第3号」を「第27条の12の4第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く）。

）又は第39条の46第11項第1号」に改め、「該当する場合」の次に「（同項第4号に掲げる場合に該当する

場合を除く。)」を加え、同表記載要領3中「該当する場合」を削り、同表記載要領3(1)中「又は」を「に掲げる場合に該当する場合(租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 又は同法」に改め、「掲げる場合」の次に「に該当する場合(同令第39条の46第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加え、同表記載要領3(2)を次のように改める。

- (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第2号に掲げる場合に該当する場合(同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 又は同令第39条の46第11項第2号に掲げる場合に該当する場合(同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第六号様式別表五の六記載要領3(3)を削り、同表記載要領4中「第39条の46第11項」を「第39条の46第14項」と、「同条第14項」を「同条第17項」と、「第27条の12の4第11項」を「第27条の12の4第14項」と改め、同表記載要領に次のように加える。

- 6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数^㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同

じ。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数^⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「非課税事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
- (3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合

第六号様式別表五の七の表を次のように改める。

第六号様式別表五の七 (別添⑧) 挿入

第六号様式別表五の七記載要領1中「第三第9条第2項から第5項まで」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項まで」とし「に併せて提出する」を「の申請に添付する」に改める。

第六号様式別表九の表を次のように改める。

第六号様式別表九 (別添⑨) 挿入

第六号様式別表九記載要領1中「第3項」を「第4項」と改め、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この記載要領において「平成27年所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項」及び「。以下この記載要領において「平成23年12月所得税法等改正法」という。」を~~並ぶ~~「又は欠損金額」の次に「若しくは個別欠損金額」を~~並ぶ~~「法第72条の23第1項の」を「法第72条の23第1項若しくは第4項の」と改め、「、平成27年旧法人税法第58条第1項」を~~並ぶ~~「表記載要領」中「第6号様式⑦」を「第6

号様式②」に改め、同表記載要領4を次のように改める。

- 4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあつては「55、60、65又は100」を抹消し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、」及び「60、65又は100」を抹消し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、」及び「65又は100」を抹消し、平成28年4月1日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、60、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあつては「50、55、60、65又は」を抹消すること。
- (1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社
- (2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人

(3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。（4）において同じ。）

(4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

第六号様式別表十記載要領1②及び2②中「第72条の18」を「第72条の18第1項」とし、「第20条の2の11」を「第20条の2の13」と改める。

第六号様式別表十一の表中「（第6号様式①又は別表5②）－⑦）又は（第6号様式①又は別表5②）－⑦－（（第6号様式①又は別表5②）－④）×0.2）」を「（第6号様式①又は別表5②）－⑦）」とし、「第6号様式①」を「第6号様式②」と改める。

第六号様式別表十一記載要領1②中「第72条の18」を「第72条の18第1項」とし、「第20条の2の11」を「第20条の2の13」に改め、同表記載要領3を削り、同表記載要領4を同表記載要領3とし、同表記載要領5中「平成27年4月1日以後に開始する事業年度において」を「法人が」に改め、同表記載要領5を同表記載要領4とし、同表記載要領6を同表記載要領5とする。

第六号様式別表十二記載要領1及び5中「第3項」を「第4項」に改める。

第七号様式の表を次のように改める。

第七号様式 (別添⑩) 挿入

第七号様式記載要領9中「密鑑⑤」を「税額②」に改める。

第七号の二様式の表を次のように改める。

第七号の二様式 (別添⑪) 挿入

第七号の二様式記載要領3(1)(ロ)及び(ニ)中「、同欄の外書の金額(ない場合は零とする。)」を「(イ) 同様式記載要領3(2)中「第9条の7第6項本文」を「第9条の7第7項本文」に、 「法人税の明細書(別表6(2))の(12)又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(9)」を「法人税の明細書(別表6(2))の(16)、法人税の明細書(別表6(5の2))の(12)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の(9)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11)」に、 「第9条の7第6項ただし書」を「第9条の7第7項ただし書」に改め、 同様式記載要領3(3)(ロ)中「第9条の7第20項」を「第9条の7第21項」に改め、 同様式記載要領3(3)(ロ)中「第9条の7第27項」を「第9条の7第28項」に改め、

、同様式記載要領3に次のように加える。

(4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑱」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の様式記載要領4(1)(ロ)及び(ニ)中「、同欄の外書の金額(ない場合は零とする。)」及び5' 回樂
式記載要領4(2)中「第9条の7第6項本文」及び「第9条の7第7項本文」並びに「法人税の明細書(別表6(2))の(12)又は法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(9)」及び「法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(13)、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(9)又は法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(11)」並びに「第9条の7第6項ただし書」及び「第9条の7第7項ただし書」並びに5' 回樂式記載要領4(2)中「第48条の13第7項本文」及び「第48条の13第8項本文」並びに「法人税の明細書(別表6(2))の(12)又は法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(16)、法人税の明細書(別表6(5(2)))の(12)、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(13)、法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(9)又は法人税の明細書(別表6(2)(2)付表)の(11)」並びに「第48条の13第7項ただし書」を「第48条の13第8項ただし書」

改め、同様式記載要領4(4)中「第9条の7第20項及び第48条の13第21項」を「第9条の7第21項及び第48条の13第22項」に改め、同様式記載要領4(4)中「第9条の7第27項及び第48条の13第28項」を「第9条の7第28項及び第48条の13第29項」に改め、同様式記載要領4に次のように加える。

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額㉑」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の二様式別表一の表を次のように改める。

第七号の二様式別表一 (別添⑫) 挿入

第七号の二様式別表一記載要領4を削り、同表記載要領5(1)中「第9条の7第8項」を「第9条の7第9

項」に改め、同表記載要領5(2)中「第9条の7第17項」を「第9条の7第18項」に改め、同表記載要領5を同表記載要領4とし、同表記載要領6(1)中「第9条の7第8項」を「第9条の7第9項」に改め、同表記載要領6(2)中「第9条の7第17項」を「第9条の7第18項」に改め、同表記載要領6を同表記載要領5とする。

第七号の二様式別表二記載要領1中「第9条の7第6項ただし書」を「第9条の7第7項ただし書」に改める。

第七号の二様式別表三記載要領1中「第9条の7第8項」を「第9条の7第9項」に改め、同表記載要領4中「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」を「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」に改める。

第七号の二様式別表四記載要領1中「第9条の7第17項」を「第9条の7第18項」に改め、同表記載要領

4 中「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」に記載される。

第七号の二様式別表五記載事項一中「第9条の7第20項及び第48条の13第21項」や「第9条の7第21項及び第48条の13第22項」に記載される「分割法人(同条第12号の4)」や「分割法人(同条第12号の2)に記載される「同条記載事項3(2)及び4(2)中「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」に記載される。

第七号の二様式別表六記載事項一中「第9条の7第27項及び第48条の13第28項」や「第9条の7第28項及

び第48条の13第29項」に於て、同表記載欄③(1)中「翌期繰越額⑮」に於て、同表記載
欄③(2)及び④(2)中「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別
国外所得の金額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「
国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」
の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法
人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」に於て、同様の次に次の一様式を加える。

第七号の三様式(別添⑮)挿入

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しよう
とする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し
、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付
すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は

第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準(イ)」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数(ハ)」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

4 事業税の「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の金額を「従業者の数(ハ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(ハ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗

じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第十号様式の表を次のように改める。

第十号様式 (別添⑭) 挿入

第十号様式記載要領3中「法人税額⑤」を「法人税額④」に、
「差引計⑥」を「差引計⑤」に、
「法人税額⑧」を「法人税額⑦」に改め、
同様式記載要領8中「⑩の欄」を「⑨の欄」に、
「分割課税標準額⑫」を「分割課税標準額⑪」に、
「差引計⑥」を「差引計⑤」に改め、
同様式記載要領8を同様式記載要領9として、
同様式記載要領4から7までを一ずつ繰り下げ、
同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

第十号の三様式記載要領6中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と改め、同様式記載要領10中「名称」の次に「及び法人番号」を加える。

第十号の四様式記載要領7中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と改め、同様式記載要領8中「名称」の次に「及び法人番号」を加える。

第十三号様式記載要領1中「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」と改め、同様式記載要領2中「第72条の28第2項」の次に「及び第72条の29第2項」を加え、同様式記載要領5中「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」と改め、同様式記載要領6中「名称」の次に「及び法人番号」を加え、「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」と改める。

第十三号の二様式記載要領1中「第145条」を「第144条の8」と改め、同様式記載要領9中「第72条の28第2項」の次に「及び第72条の29第2項」を加え、同様式記載要領6中「名称」の次に「及び法人番号」

を加え、同様式記載要領9(3)中「5の」を「6の」に改める。

第十四号様式記載要領1中「第145条」を「第144条の8」に改め、同様式記載要領5中「第72条の28第2項」の次に「及び第72条の29第2項」を加え、同様式記載要領7中「各条」の次に「及び法人番号」を加え、同様式記載要領7(3)中「4の」を「5の」に改める。

第二十号様式の表を次のように改める。

第二十号様式 (別添⑮) 挿入

第二十号様式記載要領8中「法人税額⑤」を「法人税額④」に、「法人税割額⑥」を「法人税割額⑤」に、「法人税額⑧」を「法人税額⑦」に改め、同様式記載要領12から16までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領11中「第145条」を「第144条の8」に改め、同様式記載要領11を同様式記載要領12とし、同様式記載要領10中「法人税割額⑦」を「法人税割額⑥」に、「法人税割額⑥」を「法人税割額⑤」に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領8の次に次のように加える。

9 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①

」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑨」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑩」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号様式別表一の表を次のように改める。

第二十号様式別表一 (別添⑯) 挿入

第二十号様式別表一記載要領5中「法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(14)」や「法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)」のほか、「(租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。)」

、 「とし、租税特別措置法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。」及び「(同法第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)」を削り、同表記載要領6中「控除額⑤」や「控除額④」のほか、同表記載要領7中「控除額⑥」や「控除額⑤」に改め、同表記載要領8中「控除対象個別帰属税額⑨」や「控除対象個別帰属税額⑧」に改め、同表の次に次の一表を加える。

第二十号様式別表一の二 (別添⑭) 挿入

第20号様式別表1の2記載要領

- 1 この計算書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額（これらの欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の表中「①×23.9/100」を「①×23.4/100」に改めよ。

第二十号様式別表二記載要領ニ中「100分の23.9」又「100分の23.4」又「100分の25.5」の次に
「とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場
合は100分の23.9」を加ふる。

第二十号様式別表二の三記載要領一中「控除対象還付法人税額」又「内国法人の控除対象還付法人税額」
及び「第321条の8第12項」又「第321条の8第12項第1号」及び「及び当該」又「、外国法人の恒久的施
設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰
属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）」、外国法人の恒久的施設非
帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰
属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該」又「及
び当該」又「控除対象還付法人税額」又「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所
得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」又「及
ぶ」。

第二十号の三様式の表を次のように改める。

第二十号の三様式（別添⑱）挿入

第二十号の四様式の表を次のように改める。

第二十号の四様式（別添⑲）挿入

第二十号の四様式記載要領3(2)及び(3)中「、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）」を「、同様式記載要領4中「第48条の13第7項本文」を「第48条の13第8項本文」に、「法人税の明細書（別表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)」を「法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)」に、「第48条の13第7項ただし書」を「第48条の13第8項ただし書」に「、同様式記載要領5(2)中「第48条の13第21項」を「第48条の13第22項」に「、同様式記載要領6(2)中「第48条の13第28項」を「第48条の13第29項」に「、同様式記載要領に次のように加える。

6 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別
帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所

を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一の表を次のように改める。

第二十号の四様式別表一（別添⑳）挿入

第二十号の四様式別表一記載要領4を削り、同表記載要領5(1)中「第48条の13第9項」を「第48条の13第10項」に、「第20号の4様式別表4」を「第20号の4様式別表3」に改め、同表記載要領5(2)中「第48条の13第18項」を「第48条の13第19項」に改め、同表記載要領5を同表記載要領4とし、同表記載要領6(1)中「第48条の13第9項」を「第48条の13第10項」に改め、同表記載要領6(2)中「第48条の13第18項」を「第48条の13第19項」に改め、同表記載要領6を同表記載要領5とする。

第二十号の四様式別表二記載要領1中「第48条の13第7項ただし書」を「第48条の13第8項ただし書」に改める。

第二十号の四様式別表三記載要領1中「第48条の13第9項」を「第48条の13第10項」に改め、同表記載要

題㊦㊧ 「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」と記載せよ。

第二十号の四様式別表四記載事項題一㊦ 「第48条の13第18項」や「第48条の13第19項」に記載し、同表記載事項㊦㊧ 「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」と記載せよ。

第二十号の四様式別表五記載事項題一㊦ 「第48条の13第21項」や「第48条の13第22項」に記載し、同表記載事項㊦㊧ 「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金

額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」に定める。

第二十号の四様式別表六記載要領1中「第48条の13第28項」や「第48条の13第29項」に定め、同表記載要領4中「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」や「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」に定め、同様もの次に次の一様式を加える。

第二十号の五様式 (別添②) 挿入

第20号の5様式記載要領

- 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第7項又は第9項の規定により法人税割額から控除しようとする

る場合に記載し、事務所又は事業所所在の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

2 「2.特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

3 「2.特定寄附金額の按分の計算」中の「従業者の数」の欄に記載すべき事項については、第22号の2様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

4 「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の金額を「従業者の数(イ)」の「合計④」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(イ)」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の

数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第二十二号の二様式の表を次のように改める。

第二十二号の二様式（別添②）挿入

第二十二号の二様式記載要領3中「法人税額⑤」を「法人税額④」とし、「差引計⑥」を「差引計⑤」とし、「法人税額⑧」を「法人税額⑦」に改め、同様式記載要領5中「差引計⑥」を「差引計⑤」に改め、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税」の規定によって計算した法人税額①の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四号の二様式及び第五号の二様式の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。